

# みずき野町内会会則

## 前文

町内会は地域社会を代表する住民組織で、住民自治を日常的に支える組織です。快適な生活環境を保全・発展させていくために、自ら地域の問題を提起し、話し合う場をもつことは住民にとって必要であり、住民の権利である。自分たちの生活をよりよくしていこうとする全ての住民がともに話し合い、快適で安全な地域社会をつくりあげるための自主ルールをここに定める

## 第1条 目的

本会は、会員相互および会内外の諸団体と協力・協調のもと、会員の連帯・親睦を高め福祉の増進、生活環境の整備や防災、災害時の支援などに努め、住民のための地域社会づくりを行うことを目的とする。

本会は、前条の目的を達成するためつぎの事業を行うこととする

- ①会員相互の親睦に関すること
- ②環境保全等の専門部活動に関すること
- ③行政および会内外の各種団体との連絡調整に関すること
- ④所有する資産および集会所施設の管理運営に関すること
- ⑤地域の将来計画の作成に関すること
- ⑥その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2条 名称

本会はみずき野町内会と称する

## 第3条 区域

本会の区域は守谷市みずき野1丁目1番地1から8丁目22番地9までとする

## 第4条 事務所

本会は事務所を守谷市みずき野5丁目3番地4のみずき野集会所に置く

## 第5条 会員

本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人とする

## 第6条 会費

会費は、総会において定めるものとして、本会の会費は、会員が所属する世帯単位から原則として12ヶ月分をまとめて納入することとする。会費は居住した翌月から納入するものとする

## 第7条 入会

1. 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない

2. 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではない

## 第8条 退会

1. 会員が次の各号のひとつに該当する場合には退会したものとする
  - ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
  - ② 本人より退会届が会長に提出された場合
2. 会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格は喪失する

## 第9条 役員と組織

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名（内1名は会計担当）
3. 監事 2名
4. 必要に応じ顧問を置くことができる
5. 運営組織として本会は部会を置き、それぞれ部会は専門部会とする。  
また、会長が必要と認めた場合は新たな部および委員会を設置することができる。  
さらに、会員への連絡、町内会費の集金、その他の業務を行うため班を設け、班長を置く。班長は原則として輪番制とする

## 第10条 役員を選任

1. 役員は総会において、会員の中から選任する
2. 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない
3. 役員に立候補する者は立候補の趣意を明確にして推薦委員会に届出をする
4. 推薦委員会は候補者を選考し役員会に提示し総会に諮って決定する
5. 部長、副部長は班長会の互選又は会長の任命により選出する
6. 必要な場合会長は顧問を任命することが出来る

## 第11条 任務分掌

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行し、担当する会務を処理する
3. 副会長会計担当は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行し、本会の会計事務を処理する
4. 監事は、次の職務を行う
  - ① 本会の会計及び財産の状況を監査する
  - ② その他の役員の仕事執行の状況を監査する
  - ③ 会計及び財産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告する

- ④ 前号の報告をするため必要があるときは、総会の招集を請求し、又は召集する

## 第12条 役員任期

1. 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない
2. 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする
3. 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

## 第13条 総会種別

本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする

## 第14条 総会構成

総会は会員をもって構成する

## 第15条 総会機能

総会は、この会則に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する

## 第16条 総会開催

1. 通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する
2. 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する
  - ① 会長が必要と認めたとき
  - ② 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
  - ③ 第11条4項④の規定により監事から開催の請求があったとき

## 第17条 総会招集

1. 総会は会長が招集する
2. 会長は、前条2項②及び③の規定による請求があったときは、その請求があったときから30日以内に臨時総会を招集しなければならない
3. 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日5日前までに文書をもって通知しなければならない

## 第18条 総会議長

総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から会長が指名する

## 第19条 総会定足数

総会は、総会員の2分の1以上の出席によって成立する。出席できない場合は、委任状の提出により出席者の数に加えるものとする

## 第 20 条 総会の議決

総会の議事は、この会則で別に定めるもののほか、出席した会員の過半数を持って決し、可否同数のときは、議長の決するところとする

## 第 21 条 会員の表決権

会員は各々一個の表決権を有する。会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の 1 とするが、第 37 条解散、第 38 条残余財産の処分を除いて、総会議決においては世帯単位で 1 票の表決権を行使するものとする

## 第 22 条 総会の書面表決権等

1. 総会における書面表決権は第 21 条の規定に基づき、世帯単位で 1 票の表決権を行使するものとする
2. やむをえない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又はほかの会員を代理人として表決委任することができる
3. 前項の場合における第 19 条及び 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす

## 第 23 条 総会の議事録

1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない
  - ① 日時及び場所
  - ② 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者）
  - ③ 開催目的、審議事項及び議決事項
  - ④ 議事の経過の概要及びその結果
  - ⑤ 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及び議長が指名する議事録署名人 2 人以上の署名押印をしなければならない

## 第 24 条 役員会の構成

役員会は、監事を除く役員をもって構成する

## 第 25 条 役員会の機能

1. 役員会は、この会則で別に定めるもののほか、次の事項を議決する
  - ① 総会に付議すべき事項
  - ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - ③ その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

## 第 26 条 役員会の招集

1. 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する
2. 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 10 日以内に

役員会を招集しなければならない

3. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会議の5日前までに通知しなければならない

## **第27条 役員会の議長**

役員会の議長は、会長がこれに当たる

## **第28条 役員会の定数**

役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする

## **第29条 資産の構成**

1. 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する
  - ① 別に定める財産目録記載の資産
  - ② 会費
  - ③ 活動に伴う収入
  - ④ 資産から生ずる果実
  - ⑤ その他の収入

## **第30条 資産の管理**

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める

## **第31条 資産の処分**

本会の資産で第29条①に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する

## **第32条 経費の支弁**

1. 本会の経費は資産をもって支弁する
2. 会員には細則により慶弔金や見舞金を支払うことができる

## **第33条 事業計画及び予算**

1. 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする
2. 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる

## **第34条 事業報告及び決算**

本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない

### 第 35 条 会計年度

本会の会計年度は毎年 3 月 1 日に始まり、翌年の 2 月末日に終わる

### 第 36 条 会則の変更

この会則は、総会において出席者の過半数の議決を得、且つ、守谷市長の認可を受けなければ変更することはできない

### 第 37 条 解散

1. 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する
2. 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない

### 第 38 条 残余財産の処分

本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の 3 分の 2 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする

### 第 39 条 備付け帳簿及び書類

本会の主たる事務所には、会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない

### 第 40 条 委任

役員会は、この会則を実施するにあたって必要がある場合は、細則を定めることができるものとする。細則の改廃は次の総会で承認を得ることとする

### 付則

1. この会則は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する

昭和 57 年 11 月 1 日	制定
昭和 62 年 5 月 1 日	改正
平成元年 12 月 10 日	改正
平成 11 年 4 月 29 日	改正
平成 16 年 4 月 18 日	改正
平成 17 年 4 月 16 日	改正
平成 23 年 4 月 17 日	改定
平成 25 年 4 月 21 日	改定

## みずき野町内会細則

### 「推薦委員会」

1. 推薦委員会の委員数は7名とし、役員経験者や町内識者で構成し会長がこれを委嘱する
2. 推薦委員の任期は3年とし委員長、副委員長それぞれ1名を委員会の互選で選出する
3. 推薦委員会は「会則第三章 第6条」にもとづいて速やかに会長、副会長、会計監査の候補者を選考し役員会に提示しなければならない

### 【慶弔金、見舞金の支給】

- ① 会員世帯の家族が80歳以上に達した場合
- ② 会員が死亡した場合
- ③ 本会に対して著しく功績があった場合
- ④ 家屋が火災等の災害により倒壊した場合(ただし災害救助法が適用された場合は除きます)
- ⑤ 支給金額については別に内規に定める